

農業委員会だより

お問い合わせ 市農業委員会事務局（産業振興課）
 ☎ 22716081 FAX 22716254

農業委員会の主な役割

農業委員会は、農地の確保と有効利用や農地の利用の最適化など、農地に関する業務を行う行政委員会です。

①農地の確保と有効利用

- ・農地の貸し借り・売買・農地転用の審議
- ・農地の利用状況調査（農地のパトロール）

②農地などの利用の最適化

- ・農業の担い手に農地を集積・集約化
- ・遊休農地※¹の発生防止・解消
- ・市内で新しく農業に参入する人に対する支援

③農業の担い手の育成・確保

- ・農業の法人化、農業経営の合理化に対する支援
- ・農業一般に関する調査および情報提供

※¹ 耕作に使用されておらず、かつ、今後も引き続き耕作の目的に使われる見込みのない農地



農業委員会での手続き

農地の貸し借りや売買を行う場合や、農地を宅地といった農地以外の用途に変更する「農地転用」を行う場合は、農業委員会での手続を行う必要があります。

届出…随時受付

許可申請…毎月10日締切 ※締切日が土日祝日の場合は翌開庁日

	農地を耕作目的で 売買・貸し借り	農地転用	
		自分で使用	自分以外の人が使用
市街化区域	農地法第3条の許可申請	農地法第4条の届出	農地法第5条の届出
市街化調整区域	農地法第3条の許可申請、 利用権設定	農地法第4条の許可申請	農地法第5条の許可申請

<市街化区域内農地の農地転用について>

農地を宅地や雑種地など、農地以外の用地に変更する場合は、市街化区域にある農地の場合でも農業委員会での手続が必要です。農地法第4条または第5条の届出をお願いします。

<現況確認願について>

登記地目を雑種地や宅地から農地に変更した場合は、農地台帳上農地以外の扱いとなっているため、農業委員会での手続きが必要になります。詳しい手続きの方法は農業委員会まで問い合わせてください。

全国農業新聞を購読しませんか

農業に関する情報を分かりやすく届けます。
 暮らしに役立つ記事も充実しています。

発行日 毎週金曜日
 購読料 月700円（税込）
 発行元 全国農業会議所
 市農業委員会事務局



農業者年金で 安心・豊かな老後を

<<加入資格>>

- 20歳以上60歳未満
- 国民年金第1号被保険者※²
- 年間60日以上農業に従事する人
- ※² 日本国内在住で20歳以上60歳未満の自営業者、農業・漁業者、学生および無職の人とその配偶者

<<農業者年金の特徴>>

- 積立方式で安心
- 加入・脱退は自由
- 保険料は全額社会保険料控除
- 保険料はいつでも変更可能
（月2万円～6万7千円）
- 農業の担い手には
保険料補助
- 終身年金
80歳までの
死亡一時金あり

